

## 12 発災時の議会運営

発災時の議会運営については、墨田区議会基本条例及び同会議規則、同委員会条例等を基本として、次の対応を行う。

### (1) 議員が被災した場合

#### ア 各派交渉会の運営

- (ア) 欠席議員があっても、各交渉団体から1人以上の各派交渉会委員が出席できる場合は、原則として開会する。(第19期墨田区議会申合せ第3の6(1))
- (イ) 開会できない場合は、新たな開会日を議長が定める。(第19期墨田区議会申合せ第3の5(1))

#### イ 議会運営委員会の運営

- (ア) 定足数(委員定数の半分以上)が確保できるとき  
欠席議員があっても開会する。
- (イ) 定足数(委員定数の半分以上)が確保できないとき  
当日の委員会は流会となるので、新たな開会日を委員長が定める。
- (ウ) 正副委員長が不在となったとき  
年長委員が職務を代行する。(墨田区議会委員会条例第9条第2項)

#### ウ 本会議の運営

- (ア) 定足数(議員定数の半分以上)が確保できるとき  
欠席議員があっても開会する。
- (イ) 定足数(議員定数の半分以上)が確保できないとき
  - a 議会期間又は会期の最終日でない場合  
当日の本会議は流会となるが、早急に各派交渉会・議会運営委員会を開会し、開会日の変更等を検討する。
  - b 議会期間又は会期の最終日の場合  
当日の本会議は流会となるが、早急に各派交渉会・議会運営委員会を開会し、次の対応を協議する。
    - (a) 直近の時期に、緊急議会又は臨時会を開会する。
    - (b) 次の定例議会に対応可能な議案等は、先送りする。

(c) 急施を要する案件は、執行機関と協議する。

(ウ) 正副議長が不在となったとき

仮議長を選挙し、本会議を運営する。(地方自治法第106条第2項)

エ 常任委員会及び特別委員会の運営

(ア) 定足数(委員定数の半分以上)が確保できるとき

欠席議員があっても開会する。

(イ) 定足数(委員定数の半分以上)が確保できないとき

a 当日の委員会は流会となるので、新たな開会日を委員長が定める。

b 議会期間又は会期の最終日までに議案等の審査を終了できない委員会がある場合には、議会期間又は会期の延長等の対応を検討する。

(ウ) 正副委員長が不在となったとき

年長委員が職務を代行する。(墨田区議会委員会条例第9条第2項)

(2) 事務局職員が被災した場合

係・担当内、係・担当間の応援体制で、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を運営する。状況によっては、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討する。

(3) 理事者等が被災した場合

理事者等が被災し、議案の審査等に支障が生じるおそれがある場合には、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討する。

(4) 本会議場及び委員会室が使用不可能な場合

代替施設を選定して、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を開会する。

(5) 音響、録音設備、本会議場・委員会室のシステム等が使用できない場合

ワイヤレスマイク、ICレコーダー、ストップウォッチ、残時間を表示したカード等により対応する。

(6) ライブ映像配信システムが使用できない場合

速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しない。